



福岡医発第 1903 号（総）

平成 26 年 10 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公印省略）

個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より、福岡県保健医療介護部を通じ別添のとおり周知依頼が参りました。

個人情報保護については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン等、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（福岡医発第 1894 号（総）平成 17 年 1 月 21 日付）でお知らせしたところです。

本件は、報道のとおり、今般教育関係事業者において多数の個人情報が漏えいするという事案が発生したことに伴い、医療・介護・福祉関係事業者に対しても、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、特に下記事項に留意し、個人情報の取扱いについて厳正を期するよう連絡があったものです。

つきましては、本件についてご了知いただき、貴会会員医療機関においても、個人情報保護法等の遵守にご留意いただきますよう、周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、個人情報及び個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等が掲載されておりますことを申し添えます。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>)

記

事業者における個人情報保護法の順守については、個人情報保護法及び個人情報の適切なガイドラインを踏まえ、各事業者の態様に応じて以下の点について、適切な措置を講じること。

○安全管理措置 ○委託先事業者の監督 ○適正な個人情報の取得

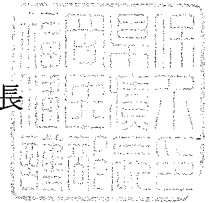
以上

26医指第2375号
平成26年10月3日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、個人情報の取扱については厳正を期するよう、貴会会員に対して周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係 長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



事 務 連 絡

平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省保険局総務課
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

個人情報保護については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン等により、事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、教育関係事業者において、極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が報道されたところである。

については、貴職におかれては、管下の医療・介護・福祉関係事業者に対して、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、特に下記の事項に留意しつつ、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

記

事業者における個人情報保護法の順守については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン（※）を踏まえ、各事業者の態様に応じて、以下の点について、適切な措置を講じること。

○安全管理措置

トップが率先して、個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命など責任体制の確立等、十分な措置を講じること。

○委託先事業者の監督

委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。また、委託先が再委託する場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の取扱いとすること。

○適正な個人情報の取得

第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

(※)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」（平成 17 年 3 月 31 日通達、平成 25 年 10 月最終改正）

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 27 日通達）

「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 20 日掲載）

「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 17 年 9 月 15 日掲載）

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月 30 日通達）

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日通達）

等

（厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）

以上

